

事務連絡
令和2年3月24日

都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部局
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症による生活不安に対応するための緊急措置として
講じられる公共料金の支払の猶予等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、本年3月18日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、「生活不安に対応するための緊急措置」（以下「緊急措置」という。）が決定され、公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の納付猶予等の措置が講じられることとなりました。（別添参照）

これを踏まえ、下記について了知の上、生活困窮者の自立支援等において対応に遺漏なきようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1 公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の支払猶予等に関する自立相談支援機関等への周知

緊急措置等を踏まえ、次の措置が講じられているので、新型コロナウイルス感染症に関連して生活困窮者の支援を進めるに当たっては十分に留意をお願いいたします。また、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、家計改善支援事業所等関連する機関、団体等へ周知を行っていただくようお願いいたします。

- ・ 水道・下水道、NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話の使用料及び公営住宅の家賃の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されている。
- ・ 国税・社会保険料の納付の猶予措置が講じられるとともに、地方税についても、国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対して要請が出されている。

※ 別添及び参考1～14を参照。

2 庁内の連携体制の強化を通じた必要な支援の徹底

生活困窮者に対しては、関係部局が連携し、本人に寄り添った支援を提供することが重要であり、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」（令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、庁内の連携体制を強化し、福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活に困窮している方を把握した時は、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずること等について、対応を依頼していたところです。

今般の緊急措置についても、庁内に設けられている新型コロナウイルス感染症対策本部等でその内容を共有するとともに、税務や水道・下水道など関係部局と内容の確認等を行っていただくようお願いいたします。その上で、支援が必要な方に対しては、関係部局が連携をして、例えば、緊急措置として公共料金の支払猶予等が行われていることの案内や、自立相談支援機関への相談の促し等を行っていただくようお願いいたします。

3 都道府県・市町村社会福祉協議会への情報提供

各地方公共団体の生活困窮者自立支援制度主管部局においては、都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会に対し、緊急措置の内容について周知するとともに、一部の公共料金の支払猶予については、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）の特例貸付の貸付対象者であること等が求められているため、この点についても、情報提供をお願いします。

以上

【添付資料】

- (別添)「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- (参考1)「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」（令和2年3月10日厚生労働省保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課・老健局介護保険計画課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- (参考2)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和2年3月18日薬生水発0318第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）
- (参考3)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」（令和2年3月18日総税企第45号総務省自治税務局長通知）
- (参考4)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度の周知について」（令和2年3月18日総税企第47号総務省自治税務局企画課長通知）
- (参考5)「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年3月18日国水下企第97号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長通知）
- (参考6)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた農業集落排水施設使用料に係る対応について」（令和2年3月18日元農振第3433号農林水産省農村振興局整備部地域整備課長通知）

(参考7)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた漁業集落排水施設利用料に係る対応について」(令和2年3月18日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長通知)

(参考8)「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」(令和2年3月18日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知)

(参考9)「新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予について」(令和2年3月19日総財公第72号総務省自治財務局公営企業課長通知)

(参考10)「新型コロナウイルス感染防止等に関連する公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応」(令和2年3月23日国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡)

(参考11) 日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/sonota/sonota/202000319.html>

【事業主の皆様へ】新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について

【年金を受けている皆様へ】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

【国民年金被保険者の方へ】新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の免除制度の活用について

(参考12) 国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

(参考13) 経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

※その他の支援策については、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)をご参照。

(参考14) 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う料金支払期限延長等の実施に係る要請

(電気通信事業者関連4団体に対する固定電話・携帯電話等に係る料金の支払期限延長等の実施要請)

※上記要請に対する電気通信事業者の取組については、以下をご参照。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

電話：03-5253-1111 (内線2231)